

65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画の改定に伴い、3年毎に見直されます。第9期介護保険事業計画により、令和6年度からは新しい保険料になります。今後3年間の介護サービス費用の見込み等に基づき算定し、本人や世帯の所得に応じて所得段階を11段階から15段階に変更しました。改定後の保険料は表のとおりです。

詳細は、8月中旬に介護保険料納入通知書を発送しますので、ご確認ください。

対 象 者		改定前		改定後	
		段階	保険料(年額)	段階	保険料(年額)
			令和3～5年度		令和6～8年度
- 生活保護を受給されている方 - 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方 - 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		1	20,880円	1	19,800円
世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方		2	34,800円	2	33,720円
世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方		3	48,720円	3	47,520円
世帯の誰かが市民税課税で、本人が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		4	62,760円	4	62,520円
世帯の誰かが市民税課税で、本人が市民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方		5	基準額 69,720円	5	基準額 69,360円
本人が市民税課税で、合計所得金額が	125万円未満の方	6	86,400円	6	79,800円
	125万円以上200万円未満の方	7	87,120円	7	83,280円
	200万円以上300万円未満の方	8	104,640円	8	93,720円
	300万円以上400万円未満の方			9	100,680円
	400万円以上500万円未満の方			10	104,040円
	500万円以上600万円未満の方	9	122,040円	11	114,480円
	600万円以上700万円未満の方			12	117,960円
	700万円以上800万円未満の方			13	121,440円
	800万円以上1,000万円未満の方	10	139,440円	14	138,720円
	1,000万円以上の方	11	156,840円	15	156,120円

※年度の途中で65歳になられた方、転入・転出、所得の修正申告等をされた方場合は、個別での算出方法により保険料を決定します。

※第1段階から第3段階保険料は、公費負担による軽減を実施しています。